

手話言語法制定を求める意見書

手話とは、日本語を音声ではなく手や指、体などの動きや顔の表情を使う独自の語彙や文法体系を持つ言語である。手話を使うろう者にとって、聞こえる人たちの音声言語と同様に、大切な情報獲得とコミュニケーションの手段として大切に守られてきた。

しかしながら、ろう学校では手話は禁止され、社会では手話を使うことで差別されてきた長い歴史があった。

平成18年12月に採択された国連の障害者権利条約には、手話は言語であることが明記されている。

障害者権利条約の批准に向けて日本政府は国内法の整備を進め、平成23年8月に成立した改正障害者基本法では「全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される」と定められた。

また、同法第22条では国、地方公共団体に対して情報保障施策を義務づけており、手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、聞こえない子どもが手話を身につけ、手話で学ぶことができ、自由に手話を使うことができ、さらには手話を言語として普及、研究することのできる環境整備に向けた法整備を、国として実現することが必要であると考えます。

よって、国においては、上記の環境整備を目的とした手話言語法を早期に制定することを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成26年6月19日

衆議院議長	伊吹文明様
参議院議長	山崎正昭様
内閣総理大臣	安倍晋三様
内閣官房長官	菅義偉様
総務大臣	新藤義孝様
厚生労働大臣	田村憲久様

いわき市議会議長 根本 茂